

裁判員経験者意見交換会議事録

1 日時 平成26年9月17日（水）午後3時から同5時まで

2 場所 宇都宮地方裁判所裁判員候補者待機室

3 参加者

司会者 野 山 宏（宇都宮地方裁判所長）

裁判官 松 原 里 美（宇都宮地方裁判所刑事部総括判事）

検察官 川 原 幸 夫（宇都宮地方検察庁検事）

弁護士 野 崎 嵩 史（栃木県弁護士会所属）

裁判員経験者

1番 男性（平成25年10月に強盗傷人等被告事件に関与）

2番 男性（平成25年11月に強盗致傷等被告事件に関与）

3番 男性（平成25年11月に強盗傷人等被告事件に関与）

4番 男性（平成25年12月に強制わいせつ致傷被告事件に関与）

5番 男性（平成25年12月に傷害致死被告事件に関与）

6番 女性（平成25年12月に傷害致死被告事件に関与）

7番 女性（平成26年4月に殺人被告事件に関与）

8番 女性（平成26年5月に殺人被告事件に関与）

9番 女性（平成26年5月に強盗致傷被告事件に関与）

10番 男性（平成26年6月に強盗致傷等被告事件に関与）

4 議事要旨

司会者

皆さん、こんにちは。宇都宮地方裁判所長の野山です。

これから、裁判員経験者の方々との意見交換会を始めたいと思います。裁判員経験者の方々には、お忙しい中、御参加いただきましてありがとうございます。

私の方で司会進行をしていきたいと思います。

まず、本日は今まで裁判員裁判に関わった裁判官1名、検察官1名、弁護士1名の方々も参加しておられますので、簡単な自己紹介をお願いできればと思います。

松原裁判官からお願いします。

裁判官

刑事部裁判官の松原でございます。よろしくお願い致します。

私は昨年4月に宇都宮に着任致しまして、刑事部で裁判員裁判を担当しております。

裁判員裁判が始まった当初から裁判員裁判を担当しておりますので、件数的にはそれなりの件数ですけれども、毎回いろいろな方と一緒に仕事をするということで、その都度新たな経験をさせていただいております。

この意見交換会は、実は私、宇都宮でこういう形で参加させていただくのは初めてなので、多分皆様と同じぐらい緊張していると思いますが、何とか私の方も緊張をときながら皆様の忌憚のないご意見を伺って、今後の実務の参考にするようにしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

司会者

川原検察官、お願いします。

検察官

検察官の川原と申します。

今年4月から公判専従で裁判員裁判を担当しておりますが、それ以前からももちろん捜査段階で、いろいろ裁判員裁判対象事件に関しては捜査をしていました。本日も検察官の公判活動は具体的に皆さんの目から見てどうふうに見えたのか、またその公判に至る前につくった証拠をいろいろと皆さんも検察官の証拠調べの場面をご覧になっていると思いますが、検察官がつくった証拠自体が、皆さんにとってどう映るのかということについていろいろ皆さ

んから忌憚のない御意見を頂きたいと思います。今日はよろしくお願ひします。

司会者

野崎弁護士，お願ひします。

弁護士

栃木県弁護士会の野崎と申します。

私は今年の2月に，強盗致傷事件の裁判員裁判を初めて弁護致しました。今日は有意義な意見交換会にできればと思っておりますので，どうぞよろしくお願ひ致します。

司会者

ありがとうございました。

裁判員経験者の方々につきましては，まず私から担当事件などを簡単に紹介させていただきたいと思ひます。なお，裁判員経験者の方々には，名前など個人情報を出さないということに致しておりますので，失礼ですが，1番から10番までの番号で呼ばさせていただきます。

まず1番の方は，昨年，外国人のグループの犯行の事件，強盗致傷事件で裁判員を経験していただきました。

2番の方は，やはり昨年，これは別の強盗致傷事件，自動車のナンバープレートを盗もうとしていた窃盗犯が，発見されて，取り外し用の工具で暴行に及んだというような内容の事件で，そういう強盗致傷事件で裁判員を経験していただきました。

3番の方は，やはり昨年，外国人グループの犯行の事件。強盗致傷事件で裁判員を経験していただきました。

1番の方の事件と3番の方の事件は，社会的に見ると一つの事件，外国人8人のグループによる強盗致傷事件だった訳ですが，裁判所では幾つかのグループに分けて審理しました。1番の方の事件の被告人は，その中の3名。

それから、3番の方の事件は、1番の方の被告人とはまた別の被告人が3名という事件でした。外国人で通訳も必要な事件でありましたので、審理が大変だったのではないかと思います。

4番の方は、これも昨年、強制わいせつ致傷事件で裁判員を経験していただきました。

5番の方と6番の方は、昨年、同じ事件で御一緒に裁判員を経験していただきました。傷害致死の事件でございました。被告人が被告人の弟に暴行を加えたという事件でございました。

7番の方は、今年、殺人事件で裁判員を経験していただきました。これは、被告人が被告人の夫の母を殺害したという事件でございました。

8番の方は、今年、7番の方とは別の殺人事件で裁判員を経験していただきました。高齢の被告人が、同じような高齢の妻を殺害したという事案でございました。

9番の方は、今年、強盗致傷事件で裁判員を経験していただきました。直接の目撃者がおらず、被告人は「人違いだ、自分は犯行現場にいなかった」と主張している事件だったようでございます。人違いかどうか争われる否認事件を担当されたのは、今回の御出席者の中では9番の方の事件だけのようでございます。

10番の方は、今年、9番の方とは別の強盗致傷事件で裁判員を経験していただきました。これは、被告人が3名の事件でございました。

皆さん、非常に重要な事件を担当したわけですが、それぞれ公判廷での審理とか評議室での評議、その他何でも、御意見をお聞かせいただければと思います。

今日の会の趣旨等についてちょっと一言申し上げておきますと、平成21年5月にいわゆる裁判員法が施行されて、裁判員裁判が始まりました。それから5年以上が経過致しました。ここ、宇都宮地裁だけでも、100名

以上の被告人についての裁判員裁判が実施されております。ただ、5年たったとはいえ、まだまだ工夫、改善の余地があるかと思えます。特に、法律の素人であられる一般の国民の方々に裁判員をお願いするわけですから、審理や評議のやり方について工夫、改善を怠ってはならないというふうに思っております。そのための一助としてこの会を開催して、率直な御意見、御感想を頂き、それを工夫、改善の材料にしていきたく、こういうふうに思っております。

また、時間がありましたら、守秘義務等について何か不都合があるかというようなことについても御意見を伺えればと思えます。

それと、御意見、御感想を述べると同時に、本日出席の裁判官、検察官、弁護士に質問していただいても結構でございます。

最後の方で、裁判官、検察官、弁護士から経験者の方々への質問の時間を設けたいと思えますし、マスコミの記者の方々から裁判員経験者への質問の時間も設けていきたいと思えます。

前置きが長くなり過ぎましたが、それぞれの御感想を伺いたいと思えます。話の皮切りに皆さん、裁判員を経験して何か一言、どんな御感想でも、あるいは御意見でも結構ですけれども、いわゆるテレビで見ていたのと違ったというような話でも、あるいは、経験が広がってよかったというような話でも、仕事とか家事との調整が大変だったというような話でも、その他、何でも結構ですので、まず一言ずつお願いできますでしょうか。

1 番

私の場合は、期間的に約2週間です。終わって、率直に思ったのは、迷惑を掛けることなく、自分の責任を果たせたかなという感想を持ちました。

2 番

私は、4日間の審理ということで参加させていただきまして、会社に勤めておりますので、会社の方はもちろん裁判員制度の特別休暇というのがあります。

ますので、それで私の会社で、聞くところによると、初めてですというふう
に言われたんで、いい経験になりましたし、裁判所というのはどうしてもや
はり我々一般人からすると遠い存在ということになるんですけれども、少し
はその裁判のことを知ることができて、いい勉強になったなど。あと、裁判
官を初め皆さんが、我々一般人に分かりやすく、いろいろ今回、専門用語を
分かりやすく解説していただいたこともやはり工夫されているし、その経緯、
経過ですね、いわゆる一般の我々から意見を求める時にメモを使われたりし
て、これを集めたりして、一般社会でも我々、何か工夫して皆から意見を取
るときにメモでやったりしていますけれども、そういう共通点もあったりし
て、非常に、本当に身近に感じて、いい経験だったなというふうに思います。

もう1回経験すればいいかなとは思っているんですけれども、またそうい
う機会がありましたら、それは裁判員の責任として、裁判に参加したいなど
思いました。

3番

選ばれた時には、大変な不安と、ちょっとばかりの好奇心があって、かな
り動揺しました。今回、私も裁判員の仕事が無事にできたのは、裁判官の皆
さんの適切なアドバイスと、雰囲気づくりに救われたところがたくさんあり
ます。

特に量刑を決めた時は、かなりやっぱりいろんな意味できつかったです。
裁判が終わってからもしばらくは自問自答していました。

4番

くじで当たったというのは、まさかここまで当たると思わなかったので、
実際、どんなもんなのかなという好奇心というのは、かなり強かったんだな
と自分の中では思います。

私が担当した事件に関しては、被告人が3回目であって、私なんか初めての
の裁判なんで、被告人の方が慣れていたんだなという、ちょっと考えること

もあったんですけれども、いろいろな経験はしていると思うんですが、やっぱり何か本当によかったのかなって、たまに考える時があるんですよ。

それで、ちょっと弁護士さんに聞きたいんですけれども、量刑を取るとかっていう、検察側の求刑と、弁護士側からの、量刑をお決めくださいというのは、どういうふうに普通の私どもが考えたらいいんでしょうかね。弁護士の立場で、量刑というのが、検察が5年なら5年と言った時に、それを3年、2年にしてくださいという意味合いなんです。

司会者

まず法廷の慣習として最後の論告弁論で、検察では、普通は具体的な刑、懲役5年とか言いますよね。それで、弁護人が普通弁論では、何年、無罪の時はもう無罪とはっきり言いますけれども、有罪前提の事件の中で、どういう刑が適当であるとか、あんまり具体的に言わないです。それが話の前提なんです。あなたはまだ1件しか経験なさっていないけれども、多分そうだったんだと思います。

4番

私の事件は特別の事情を抱えた被告人とかということもあったんで、その時にどういう立場で刑を決めたらいいのかというのが一番悩んだ部分だったんですけれども、いまだにそれがちょっとやっぱり残っちゃっているのかなというのがあるんです。弁護士さんは結局、量刑じゃなくて、何年とかという具体的な数字でもいいから出してくれれば、自分の判断と検察の判断と弁護士の判断というのが出るんですけれども、弁護士さんが量刑を望みますと言われた時に、どのぐらいでどういうふうにとっていいというのが難しいのかなと思うんですよ。

弁護士

弁護士が、具体的に例えば懲役何年ぐらいが妥当だと考えますとかというふうに言うかどうかというのは、当然、その弁護士もいろいろ考えて、結果

的にはどういうことを考えるかといいますと、やはり、弁護士が例えば懲役何年が妥当だと思いますということを言えば、恐らくその刑がもう下限になっちゃうと、それより下の刑にはなかなか判決という形ではそういう刑にはならないだろうというふうに予想できるので、弁護人としては、やはりかなり軽い刑を言わないとまずいんじゃないかというふうに考えると思うんですね。ただ、そういうふうに考えると、余りにも軽ければ当然反発を招くこともあるでしょうし、そういうことをいろいろ考えていくと、具体的な刑を言うということが果たしていいのかどうかというのを考えてしまって、それで、結果的にはもう具体的な刑は言わないで、寛大な刑をお願いしますとか、そういうような意見を言う弁護人が多いんだと思います。

ただ、当然裁判員の方としては、具体的な刑を言ってもらった方が分かりやすいということは当然あると思いますので、その辺は私たちも今後考えていかなきゃいけないなどは思っています。

4 番

私が判断する時は、そこがある程度一番下の下限とかというのを言っていれば、もうちょっと楽だったのかなというのがありましたんで。

司会者

後で、また話を発展させていただきたいと思います。

5 番

私は選ばれた時には、物珍しさというのがいっぱいあったんだと思いますが、新しいことに挑戦するというのが大好きなんで、「俺んどこ来たぞ」みたいな感じで、心勇んでという変な言い方ですが、参加させていただきました。

貴重な体験をさせていただいて、もう一度はないと思うんですが、これからの人生ももう先詰まっていますので、これからの生き方に生かせるかどうかということは別として、少なくとも被告人にはならないように、気を付

けていかなきゃいけないなという気持ちで終わりにさせていただきました。

多分、緊張して待っていると思うので、一回り終わるまで。ちょっといろいろあるんですけども。

6 番

裁判員ではないんですけども、自分の身内が昔、検察の方でちょっと働くことがあって、そういう公のところに来るのはちょっと大変そうだなという印象はとてもありました。守秘義務に関してもそうですし、拘束をされるという意味でもなんですけども。裁判員制度に関しては、自分はたまたまなんですけども、4日間の拘束でしたし、思っていたよりは自分の意見とかもいいやすい雰囲気であったりとか、皆さんの雰囲気がよかったということもあって、やる前からすると、すごく裁判所を身近に感じたという感じがします。

つらかったのは、女性が1人だったんですね。裁判員、補充裁判員を含めて全部の中で1人だったので、それはとても不安というか、ちょっとさみしいなという気持ちで、コンピュータが抽選しているので文句は言えないんですけども、もうちょっといてくれたらよかったなというのが正直なところでは。

やっぱり兄弟間のことで母親の方もいて、配偶者の方もいてという形の中だったので、女性としての立場というのを共感できて一緒に話せる方がいたらうれしかったなというのが、ありました。

もう一度当たったらというのは多分ないと思うんですけども、女性がいっぱいいたらうれしいなと思います。

7 番

実際、4日間参加して、現実で今、起きていることが信じられなくて、戸惑いや不安がすごく大きかったんですけども、裁判長を初めとして皆様が温かく見守ってくれて、必ず優しくフォローしてくれたので、徐々に不安や

戸惑いとかも消えていって、自分の意見とかも言えるようになりました。

同じ事案に対して、一人一人が違う受け取り方や考え方があるので、視野が広がって、いろいろな方の意見を聞き自分の意見を述べて、話し合いができたこと、そして結論を導き出せたことは、何か全員の一体感や達成感みたいなものを感じられて、とてもいい経験になりました。

8番

裁判員制度の当選の封筒が来たんですけれども、欠席の時には罰金を取るを書いてあったんですよ。当日来たら、結構欠席の方がいらっしゃって、これじゃ真面目な人は当たってしまうなど、率直な感想を持ちました。

会社では自分の意見を言うことはないのですが、こういう立場で自分の意見が話せて、結構よかったなと思います。

あと、被害者がまだ生きているんですけれども、絞殺の時の写真がちょっとショックで、証拠だから見なくちゃいけないんですけれども、あの写真はもうちょっと何とかなんないのかなと思いました。

9番

私の周りでも裁判員をやった方が誰もいなくて、社会勉強のつもりで参加させていただきました。

実際に裁判員になってみると、やっぱり責任があることなので、とても1週間緊張した状態だったんです。私も補充裁判員含めて女性1人で、やっぱり同じ女性としての立場の意見もあつたらいいのかなと、その時思いました。

10番

自分も人を裁けるのかなというのは、最初、すごい不安に思ったんですけれども、その中で一番勉強になったのは、量刑を決めるプロセスというのがすごく分かりやすく、テレビとかでは見えないプロセスがよく分かって、あとは他件の判例で落とし込んでいくというところがすごく分かりやすく、裁判のシステムがよく分かったというのはすごくいい経験でしたので、もう

これが最後だとは思いますが、いろいろな人に体験してもらいたいなという気はしました。

司会者

どうもありがとうございました。

今、皆さん、一言ずつしゃべっていただいて、舌も回るようになってきたと思います。お手元に話題事項がありますが、ここに書いてあることにはこだわらず、いろいろ御意見いただいても結構です。

公判廷での審理、公判が終わった後での評議ですね。全部否認、あるいは一部否認の部分があったら事実認定をどうするか、それから、有罪の心証であれば量刑をどうするかということの評議室での議論、大きくこの二つがあるかと思いますが、まずは公判廷での審理の中で、どんなことがあったかということについて、そこを中心に話題にしてみましようか。

公判廷の審理で具体的に関係することは、8番の方がちょっと写真がショックだったということですが、殺人でしたかね。

7番の方も殺人だったですけれども、これはどうだったでしょうか。何か証拠にそういう被害者の、余り見たくない写真とかはありましたか。

7番

最初の公判で、まずその画像があったんですけれども、ちゃんと配慮をされていて、そんなにアップで写されていたわけじゃなくて、私的には、特に大丈夫でした。

司会者

8番の方、あんまり思い出したくないかもしれませんが。

8番

一番最初にここに入って、選ばれて質問した時は、まだ生きているその部屋だけが映るって聞いたものですから、写真にフォローはされていたかもしれないんですけれども、何かそういう時に限って想像力を働く方に向けてし

まったんで、何か私らの時は裁判員の中で、これからそういう画像が映りますって、何か一言言ってほしいと、そういうことを言っていた人がいました。

裁判官

私の担当事件で、担当検事はこちらの川原検事ですけれども、今、反省しているのは、ちょっと油断があったかなということです。というのは、まだ御遺体ではなかったんですね。それからしばらく入院されていて亡くなったので、死体ではないから大丈夫だということをさんざん皆さんに申し上げたので、全然平気かなと思って見られちゃったのかもしれないですね。遠景だったんですよね。接近したものではないし、救急搬送される直前の写真ですというようなことを御紹介してあって、法廷で見たんだと思いますけれども、やっぱり御意見伺って、ちょっと失敗だなと思って、もう少し何とかしなきゃいけなかったのかなと今、思っております。

8番

ドラマとまた違う画像みたいで、ちょっと。

検察官

普段どういう目で見るとかというのもあるんですけども、基本的に遺体の状況ですと、あるいは遺体に限らず、怪我の状況でどういうものなのかということ、こちらとしては皆さんに理解していただきたいということで、ある程度必要性がある範囲で、また皆さんについての配慮を尽くして。

8番

証拠だから見ないといけないんでしょうね。

裁判官

裁判所としては、どうしても見なきゃいけないものについて、絞った上で見ていただくということはお願ひするわけですが、なるべく見なくていいものなら見ないようにというふうには考えて、配慮はしているところです。見ていただくにしても、カラー写真じゃなきゃだめかどうかとかですね、どう

しても写真じゃなきゃだめかとかですね。御遺体の写真に関しては、そういういろいろな配慮をして、なるべくカラー写真でそのままが出るということはもうここしばらくないと、今後ももう余りないだろうと思うんです。

8番さんに見ていただいたのは、ちょっと遠景だったりしたことと、まだ生きていらっしゃる写真だったものですから、ちょっとこちらの方が油断したのかなというところがあって、申しわけないことしたなど。今後はそういうところも含めて、もっとやっぱり気を付けていかなきゃいけないなと思っております。

司会者

それは、犯行直後にもう気絶して意識不明みたいな状態になって。

裁判官

はい。首を絞められていたものですから。

司会者

亡くなられたのが、それから1週間とか、10日とか、1か月とか、そんな事件だったんですね。

5番

私が担当した裁判員は、目撃者もいなかったから余計なんですけど、検事の方で再現ドラマ風につくって写真をスライドで見せてくれたんですよね。ですから、亡くなった本人が写っているんじゃないんで、ぐったりしている写真が出て、血が出ているとか、そういうことではありませんでしたから、検事の方で説明しながらドラマ化していたんで。というふうにすれば、結構軟らかく見られるんじゃないかなという気がしました。

8番

顔の表情とかが見えなかったらよかった。

司会者

8番の方は、やっぱり被害者御本人の写真だったからということなんです

けれども。5番の方の関係では、被害者の写真もそのものは証拠では出てこなかった。

6番

御遺体は出ていないんですけれども、顔写真は免許証の写真のようなものが1枚あっただけで、もう本当に御遺体の写真は全くなくて、再現のその写真のスライドと、あと現状のイラスト。あと、自分は医療者だったので、書いてあるもので大体想像は付いたんですけれども、甲状軟骨、頸部ですね、首の軟骨が折れているところとか、肋骨が折れているというところは、検察の方もかみ砕いて分かりやすく教えてくださっていたので、皆さん納得がいくというか、想像しやすい感じだったかなというふうには思います。特にそのグロテスクな感じとかはなかったです。

司会者

人が亡くなるという結果が生じた事件は、ちょうど5番、6番、7番、8番の4名の方でしたので、やはりいろんな感想を持つ方がおられるということですね。

この話題はとりあえずこのぐらいでよろしいですか。

法廷の審議一般で、どうでしょうか。例えば、証人尋問や被告人質問についてこう思ったとか、あるいは何か調書の朗読で終わっちゃったその被害者とか目撃者、関係人がいたけど、直接聞いてみたかったとか、あるいは、検察官の説明、弁護人の説明など、何でもいいんですけれども。

5番

弁護士の方に私は引っかけちゃったんですが、最初から事件の概要を聞いた時に、過剰防衛が成立するだろうというふうに私は思ったんですよね。その事件がね。ただ、裁判長からも質問していただいたんですが、弁護士は過剰防衛を主張しなかったんですよね。過剰防衛が成立するとしないとでは、量刑が随分考え方が違うような気がするんですよね。

司会者

その事件を御担当されていないので、なかなか答えにくいかと思いますがけれども、事件としては、結局弁護士から法的な主張として、過剰防衛が成立するということは主張がなかったんだけど。

5番

裁判長は、過剰防衛が成立するというふうには言っていたかと思いますが。

司会者

最後、判決の方では、これは過剰防衛だというふうに事実認定し、判断をしたと、こういうことですね。そういう事件があったということですが、何かコメントは。

弁護士

どういった事件で、しかも弁護士がどういう判断で過剰防衛の主張をしなかったのかというのは、僕もちょっとよく分からないので、何とも言えませんけれども。すみません。

司会者

それはやっぱり個々の事件の色々な事情にもよると思うんですけども、我々もちょっと何とも言いがたい。時々あれって思うことはあるんですね。

裁判官

その法廷を開く前に、主張を整理するという手続をしているのですが、私たちは証拠を見ていないので、実際にどこの部分からこの主張をした方がいいというふうなアドバイスはできないんですけども、ただ、事件の全体像から見て、こういうところは主張しないんですかとかということを伺ったりすることはあるんですね。そういう時に多分各当事者は、いろいろなお考えがあって、そこは主張しません、こっちを主張しますというようなことがあって、それはそうじゃない方がいいんじゃないんですかということは、なかなか

か裁判所は言わないですね。言わないというか言えないというか、当事者の弁護方針というのがありますからね。その事件については、どういうお考えだったか、後になってその弁護士さんに伺う機会があれば、教えてもらえるかもしれないなというところなんだろうと思いますね。

ただ、私、その事件、直接知りませんが、御兄弟の事件ですよ。

5番

はい。

裁判官

だから、死なせてしまったということについて、被告人が非常に後悔していたり、申しわけないなと思っていたりすると、いろいろ主張しないで、悪かったということだけでとどめたいと本人が思っている可能性もありますよね。どうであれ、死なせてしまったんだから、兄として、そういう思いがあると、御本人がもういいんだと、争いたくないんだと仮に言っていると、弁護士さんもなかなか難しい立場になられるかもしれないなと、想像ですけども、そういうことも多分いろんな背景があるかなと思いますね。

司会者

他にはどうでしょうか。

1番の方とか3番の方とか、通訳を介してでないとその被告人の発言が聞けないとか、そのためにものすごく通訳の時間もプラスして、1人の被告に丸1日近く掛けたりとか、結構大変な審理だったようですけども。

1番

あの言葉の関係は、裁判所の方で通訳の方きちんと付けていただいて、また通訳の方も一生懸命やってくださって、言葉の上で困ることはありませんでした。あとはやっぱり共犯が多いと個人それぞれの行動を分けて理解するのに、やっぱり頭がいっぱいになるというか、大変は大変ですよ。個人で一度に理解できる範囲っていうのは、やっぱり限界があると思うんですよ。

ただ、その後も裁判官の方、それから裁判員、みんなで一緒に討論すると、結果的に全体の流れを自分の頭の中に整理できましたね。自分1人ではちょっとこれだけの数を分けて、行為と結果を理解するっていうのはちょっと難しかったですけれども、何回かみんなで審議を重ねていくと、なるほどな、ここは私、聞き逃しちゃったな、これで見えたというふうな感じで、それができあがった後はもう戸惑いはなかったですね。

司会者

3番の方は、どうでしたですか。

3番

まず、冒頭陳述からなんですけれども、色々な資料を最初に頂きまして読みまして、検察官側からの説明もありまして、それで資料を見ながら話を聞いてきたものですから、内容については全体像がよく分かりました。むしろそのテレビとかですね、物的証拠、訴訟の内容についても、説明がありましたので、私なんかは、分かりやすかったです。

弁護士側の反論とか証言については、基本的にピンポイントで重要なところだけピックアップして反論をしているような気がしたんですが、それが量刑にどのくらい影響するかというのは私たちには分からないので、後で裁判官の方もいろいろ説明してくださる内容によって、こういうことを言いたかったのかというのはよく分かったのですが、ただ、さっきも話したとおり、量刑との兼ね合いにおいて影響するものというのはちょっと分かりませんでしたね。

やっぱりプロがやっている事柄にですね、アマチュアが入っていくわけなんで、それをプロがアマチュアに説明するというのはかなり大変なことなんだなというふうに思います。かなり努力はして聞こうという思いはありますけれども。もし、可能ならば、講習会とかセミナーとか、事前に選ばれた人がそういう講習会、セミナーを受けて、事前に予備知識を得て、せめてノン

プロでなくても、多少クラブ活動ぐらいできるようになってから、本番の試合に出るくらいの気持ちがあれば、大分気持ち的に違うのかなというのが、率直な感想でした。以上です。

裁判官

おっしゃることはとてもよく分かります。事前に選ばれてきた方、何日か前に選ばれても、こちらの資料も何もお渡ししていないですし、予習してきてくださいとお願いしないんですよね。どうしてかという、別に法律の知識が必要ではないという前提で御参加いただくので、今まで持っておられる知識、経験、御意見で参加していただくということが制度の趣旨ということで、法律とか事実認定の仕方とか、量刑の仕方を勉強してから来てくださいというふうには、我々考えていないんですね。なので、何も予備知識なしでおいでくださいというふうにお願いしているんですが、ただ、おっしゃるとおり、もうちょっと教えておいてくれよと思われるのは、そのとおりだろうなと思いますが、私たちはその評議の中で、基本的な大まかなルールを御説明して、あとは自由に考えていただいて、法律専門家ではないという方々の御意見も伺いたいというスタンスで考えているものですから、裁判員の方々には結構しんどい思いをさせているのかなと今、伺っていて思いましたけれども、そんなふうを考えてやっておりました、そうすると、もう少し私たちも説明の仕方を考えた方がいいというところもあるんですかね。

3番

こっちも考えられると困るんです。私はよく分からなかったものですから、そのような感じで。

裁判官

ありがとうございます。

5番

九州で最高裁まで上告行って、結果的に大幅に減刑された裁判があったよ

うな気がするんですが、私たちの時には、休憩時間とかいろいろ懇談をする時に、似たような事件の判決の状況を全部、テレビとかビデオで紹介して教えてくれたんですよね。こういう事件があって、懲役5年だとか3年だとかというのがあって、それでいくとこの事件は有罪だとすれば、これぐらいだろうなという目安になる部分というのはあったんですよね。もともとの素人の人を入れないで行った裁判と、それほど量刑開きができるとは思わなかったんですよね。それぐらいの資料は合間でいろいろ教えていただいていたんですよね。私たちの時には。

裁判官

恐らくどの事件でも全部やっているとします。

5 番

そうですか。

裁判官

はい。量刑の資料というのがありますので。データは必ずお見せしていると思いますので、それは同じ方式だと思います。

5 番

そうすると、大体幅が決まりますよね。

裁判官

その量刑資料の扱いとか、それをどういうふうにお感じになるかということにもなりますけれども、そこその目安にはなるとは思いますね。

5 番

ええ。それが、九州かどこかの場合は、何か大幅に量刑が大きかった、長かったみたいな記憶があるんですよね。だから、私たちの気持ちとすると、参考資料としてそういうのを見せていただければ、随分判断の参考になるから、精神的な負担というのは、比較的楽になってくるかなって気はするんで、ああいうことはしっかりやっていただければ、安心感は増えてくると思うん

ですよね。

4 番

私の時も、ビデオという形では見せてもらったんですけども、事件によって、やっぱり同じ事件ってなかなかないもんだなと思うんですよね。いろいろな条件があるんで、5年ちょっとなんで、それが10年とか長くなればそのデータがまた出てくればもっと裁判員に任命された時にもちょっと楽になるのかなと思うんですけれども、私の時には、本当に同じような事件というのはちょっとなかったなって、データを見せてもらった時に。というのはありました。

司会者

4番の方の事件は、犯罪行為そのものというよりは、ちょっと被告人のいろんなもともとの素質みたいなものがどうも結構問題になっていて、それなりに量刑も難しかったんだろうと思うんですけれども、確か精神科のお医者さんに、被告人のいろんなもっているものを証言してもらったのですかね。

4 番

精神科のお医者さんの証言を聞いても、ちょっと私にはなかなか理解できなかったかなというのがありましたんで、DNA関係までも言われたんで、何とか症候群だとか、そういう何か難しい言葉まで出てきて、ただ、本当にそれがこの事件と関係あったのかなというのも分からなかった部分が若干あります。

証拠も大したあれがなかったんで、逆にそうなったのかもしれませんけれども。何かデータがもうちょっとあと5年ぐらい必要なのかなというのがやっぱり感じますね。

司会者

やっぱりそれは被告人の素因みたいなものをどう考えるかみたいところで悩まれたということですよ。これが、特別な素因のない人なら、やった

行為だけで。

4 番

普通の人なら，自分がかばいたくて軽くしようとかという行為を，あれができるんだと思うんですけれども，ちょっとそこまで考えられる人じゃなかったなというのがあるんで，ただ，人に言われて，こう言えよとか言われたら，そのまま答えていたのかなというの若干見受けられたんですよ。

司会者

それは被告人ですか。

4 番

被告人がです。だから，3回目の被告人席だったんで，どうしようと思ったのが本当にありました。

司会者

それ以上，掘り下げて聞くとまた，これは守秘義務の問題が出てきてしまうのであれですけれども。どうですか。やっぱりわりかし最後決断する時は，すっきりした形で決断できたですか。

4 番

すっきりとはなかなかしなかった部分はありますね。

裁判官

事案そのものの理解が普通の人感覚だと，なかなか難しいというところがあったんですよ。

4 番

普通の人感覚で，この人が善悪が判断できる，こういうことをやったというのが，自分が悪いことをしたという，これが分かっている人間に対しての罪の量刑を決めるならば，まだ楽だったのかなというのはあるんですけれども。

裁判官

そういう難しさのあった事件ですよ。

司会者

何かこういう審理があったら、こういう証拠があったら、もうちょっと判断しやすかったのになどありますか。

4 番

弁護士側がどの辺で判断というか。だから、量刑とか軽くしてとかという形で、普通の人であればできたのかなと思うんですけども、特別の事情を抱えた被告人という形になったときには、判断が難しかったなというのがあるんですけども、それこそまた出てきたらば、また同じようなことをやるなというのがあります。ただ、それをまたやるから刑を長くしておいたのがいいと言った時に、そんなことも、現実的に違うのかなって。

司会者

公判廷の審議のことでもいいですし、評議室での評議のことでも結構ですけども。

5 番

先ほど6番の方が言われましたけれども、6人のうち男性5人で女性1人だったんですよ。しかも、私たちの時にはクリスマスがもろにぶつかったんですよ。ですから、多分子供さんがかわいそうだったなという気がするんですよ。ですから、そういうスケジュール的なことと、男女の比率は少なくとも6人であれば4対2、ランダムだとはいっても何かちょっと細工、細工と言ったら変なんですけど、何かをやって、5対1というのはちょっとやめていただいた方がいいんじゃないかなと。今どき男女同権というか、これだけいろいろ言われているのに、女性の意見が少ないという裁判というのはどうなのかなということを見ると、やっぱり比率はちょっと考えていただいた方が、というふうに私は思ったんですよ。

裁判官

偶然です。完全に偶然です。逆に言うと、男性が1人という場合もあります。

司会者

はい、そうですね。

裁判官

それで、意外と半々ぐらいになることも結構あるんです。そうすると、皆さん、やっぱり半々にしているんですねとおっしゃるんですけども、そうではなくて偶然なんです。その偶然だということを幾らこちらが申し上げて、何かやっているでしょうなんて私たちも言われていて、私たちは何もしていないということを一生懸命皆さんにお伝えしたいんです。それで、何もしていない結果、そういういろいろなばらばらした人選になった時に、逆にそれがよくないというふうに思われる方が多いのであれば、何か今後制度としてまた考えるということはあるのかもしれませんが。

今は完全に無作為抽出なので、当たった人にやっていただく、そういう形で、むしろそれが公平だと思ってやっているんですけども、確かに1人しかいない、男性1人とか女性1人になると、ちょっと居心地悪そうだなということは感じますので。

たまたまうちの合議体は裁判官に男女が交ざっているので、完全に1人ということにはならないんですけども、もう一つの合議体は男性だけの合議体だったりすると、女性が1人の時は完全に1人になってしまいます。

5番

まあ、居心地悪くはなかったと思うんですよね。

6番

9番の方もたぶん同じ形だったと思うんですよね。女性1人、裁判官もみなさん男性という形で。書記官の方が女性が付いていただいて、その方にいろいろお話はしていたんですけども、実際公判の中でなんですけど、やは

り自分が母親で子供が複数いて、被告人、被害者のお母様の気持ちも分かるし、配偶者として夫がもしもという時を考えた時、配偶者の方の気持ちも分かる。だけど、それを共感できる方がいないというのは、やっぱりちょっとつらかったなという感じでしたね。

先ほどの話と、かぶるんですけれども、やっぱり自分たちの子供がこういうことになった時自分はどんな気持ちかなとかというのは、やっぱりちょっと母親としてというのは特殊だと思うんですよね。そういうのを分かち合える方がいた方が心強かったかなと、意見は言いましたけれども。

裁判官

逆に言うと、そこに1人入っていただいたことでその意見を出していただけたので、全員男性であったことを考えると、その母親としての実体験に基づく意見というのが、その合議体の中に反映されたんだと思うんですね。

6番

そうですね。ちょうどクリスマスのお話もされていましたが、確かにちょっとかぶっちゃって、最後の日がクリスマスの日だったんですね。クリスマスイブのケーキをクリスマスの日にまわして、みんなで終わってからお祝いをやったんですけれども、実際、でもその辺はこちらの都合もあると思うし、言えないというか、初めに来ている書類で大体日にちは自分も分かっていたんで。まさか当たると思っていなかったんで、そんな軽い気持ちで来ちゃったのもあったんですけれども。実際は当たって、自分がどうだったかと言われたら、家族に対して、お母さんは裁判員という話を家族にして、みんなで協力してやれたというか、最後まで参加できたというのは、うちの家族全員にしてもよかったのかな、いい経験になったのかなと。お母さんはこういうのをやって、家族全員で協力してやったんだよというのは言えるかなと思うんですね。自分自身もやっぱりそういうことで家族に助けてもらったとか、務めあげられたというか最後までできたというのは、すごくいい経験

になったというふうに思います。

司会者

9番の方は、確かこれも被害者も女性で、裁判員に当たる女性が1人だったというのはちょっと。

9番

居づらいというのは置いておいても、その意見の中で、被害者の方が女性だったので、女性としての意見がやっぱり共感できる相手が誰かいたらすごいよかったなというのは感じました。はい。

司会者

あとどうですか。ほかに事件で、これ、否認事件でしたけれども、事実認定はそんなに困らなかったですか。被告人が犯人かどうかというあたりの判断は、困らなかったですか。

9番

確実的な証拠がなかったもので、その辺でもすごい悩んだところではありましたが。

司会者

量刑は、これはもう弁護人が無罪って分かりやすい意見があるので。

9番

先ほどの3番さんの意見と繋がってくるのかもしれないんですけども、私たち素人で、裁判員として参加させていただいて、やっぱり裁判員としての意見では私たちの意見なので、ただやっぱり裁判員として参加させていただくと、裁判官の方であったり、その専門的な方の中で一緒に発言をしていくので、なかなかその量刑なんかも難しいところがあったのかなと、もし裁判員としてその意見を言えるのであれば、私たちが言ってまとめていただいたものをもとに、裁判官の方にまとめていただくという形でもいいのかなとは正直思います。やっぱり素人とその玄人のあれがあるので。

司会者

まだ御発言がない10番の方ですけれども、公判廷での審理がほとんど調書のような感じになったんですね。被害者が証人で来たりとかということがなくて、そういうのはどうでしたか。調書の朗読だけで心証形成というのは、難しくなかったですか。

10番

プレゼンのやり方で感じ方も違ってくるので、声の大きい人、声の低い人といろいろとやり方は違うんですけれども、こういうものなのかなと思いつつ、淡々と聞いていた感じはします。

司会者

法廷に被害者に来てもらって直接話を聞きたいなとか、そういうことは思わなかったですか。

10番

事件が事件だったので、なかなかそういうのは難しいだろうとは思っていました。そこら辺はしようがないなど。

司会者

そうですね、難しい事情があったという話なのでしょうけれども、最近は犯罪事実自体に余り大きな争いがなくても被害者の方とかに直接証言に来ていただいて、法廷で証言していただく事件の方が増えています。そういう事件の方が多かったんじゃないかと思います。

あと、量刑などはどうでしたか。1番の方と3番の方と10番の方は3人を一遍にされたんですが、その辺はどうでしたか。被害者にガソリンをかけたりとか、とんでもない行為をやっている人に対してどういう刑を科したらいいだろうかみたいなところを結構悩まれたかもしれませんけれども。

10番

妊婦の方もいらっしゃったので、最初に聞いたときは感情的に悪いなとい

うのはすごく体感はしたんですけど、プロセスをひも解いていくうちに妥当性というか、他件の判例なども聞きながらやっていくと、このぐらいだというのが導き出されるプロセスがあったので、最初はもやもやしていましたが、だんだんと霧がはれていくような感じでわかりやすい審理であったので、そんなに迷わないというか、感情的にならずに冷静にできたのかなという気はします。

司会者

恐らく事前に刑の量刑みたいなことについては、専門的な勉強をなさっていないということを前提に、合議体の裁判官が量刑についての考え方の説明なども、折に触れてされていたんだろーと思いますけれども、そういう説明はどうでしたか。わかりやすかったですか。

10番

そうですね、どちら側からも意見とかを聞いた上でジャッジができるので、最初は「殺されるかと思った」というのが耳に残って、それから、もう感覚にいくんですけれども、起こした側の経歴というか、家庭環境だったりとか、いろいろなプロセスも聞く上でわかりやすく冷静になっていったというのはありました。

司会者

3人に差をつけるか、つけないか、つけるとしたらどういう理由かという、そういう辺りはどうでしたか。

10番

そこは確かに難しい。1人は暴力団の方もいて、再犯を繰り返して執行猶予中という方もいらっしやったので、その辺は素人がどう裁くものかよくわからないところは正直ありました。リーダー格のところでの最終の判断になるとは思います。その3人がどう話し合いをして誰がリーダーだったかというのは、結局、その場にいるわけではないので、わからない。

2番

公判審理については裁判官にリードしていただいて、1人の事件で強盗致傷も全治10日間という、傷付けられた方は大変だったでしょうけど、割と軽いけがで、あとは窃盗と覚せい剤取締法違反ということで、判決は出たんですけど、再犯を繰り返している方だったので、そういうことも加味されたようでした。私が裁判中に感じていたことは、この事件だけのことで4日間の審理だったんですけど、その裏にあるものがどういう形で明らかになるのかなということがありました。

例えば覚せい剤を購入していたということですから、どこから買って来たのかとか、それから、あとはナンバープレート盗をしていたということで、知人から依頼を受けて1枚幾らで売っているとか、そういうものがあって、裁判はその事件だけの判断なのでしょうけど、裁判中に判明したこととか、そういうことが次の犯罪の解明にどういうふうにつながっているのか、この裁判のときには特に意見も何も出なかったんですけど、その後に例えば窃盗グループがいて捕まったのか、どういうふうに捜査が、これは裁判所でやることではないと思うんですけど、検察の方とか裁判中に新たに出た明らかになったものをどう次の捜査とかに生かされているのかなということは考えました。

司会者

2番の方の事件では、担当の裁判官から聞いたところによると、起訴されていない、審理の対象になっていないけど、被告人はほかにもいろいろと窃盗をしているんじゃないかみたいな、そんなことをうかがわせるような質問が被告人質問か何かで検察官から出て、弁護人はそれに対して異議を述べたやりとりがあったように聞いているんですけど、そういうことが非常に気になったということですか。

2番

これだけではないんだということですかね。あとは、本人だけではなくて、裏にもっと悪い人がいるんじゃないとか、そういうことを解明していかないと、いつまでたっても犯罪はなくなるということがあって、この裁判だけのことしかやりませんでしたけど、そういうことも気になってはいました。なので、検事の方に、裁判で明らかになったことで、次の捜査につなげるとか、そういうことってありますか。

検察官

裁判で初めて明らかになるということもごくたまにあります。事案によって、例えば、それまでは黙っていたけれども、弁護士の先生と相談した結果、上にはこういう人がいますとか、そういうことをいう事件も中にはあって、それによって公判とは別に捜査が進展することもあります。

司会者

今、言ったような問題ともう一つは、目の前にある事件の量刑を決めるときの難しさというものもひとつあったと思います。

2番

繰り返していることとか、家庭環境とか、検察の方も明らかにしていただいたし、弁護人の方もその立場でお話しされていたので、裁判官も分かりやすく教えていただいたので、私はスムーズにいったような気がします。

司会者

裁判員の方々にはわかりにくかった話だったかもしれないですね。要するに、起訴されていない余罪を実質的に処罰するような判決をしてはいけないというのも、これは法律上のルールです。ただ、たくさん余罪があるんじゃないとか、そういうところが非常に気になりますけど、その辺りは裁判官の説明は。

2番

そのときは理解できました。弁論とかも写真とかを使って、非常に分かり

やすくやっていただきました。

司会者

今、お話に出ましたが、本来は裁判員裁判にならないような窃盗とか覚せい剤使用も裁判員裁判になる原因である強盗致傷と一緒に起訴されていたので、量刑のとき、併合罪で、例えばこの窃盗だけだったら懲役1年であるとか、この強盗致傷罪だけだったら懲役4、5年だと。それで窃盗が複数ある、それと一緒に覚せい剤の所持と自己使用もついていた件でしたかね。

2番

足していくらだけとか、そういうお話もありました。

司会者

単純に足したら15年ぐらいになっちゃうかもしれないけど、併合罪だと、単純に足すという考え方をしないんだというあたりは。

2番

そういう説明もいただきました。

司会者

なかなか私なども法律の専門じゃない人にこの辺りをよく聞かれて、比較的説明に苦慮することが多いです。

あとは、どうでしょうか。評議で意見は言いやすかったですか。大体、言いたいことは言えたという感じでしょうか。

5番

裁判後の話でいいですか。終わってから記者会見を要望されたということで、結果的に私たちのときには私しか希望しなかったんです。1対4社だったんですよ。1社に大体2人か3人で、それがみんなばらばらに座るんです。だから、目の前に空間がいっぱいあって、視界の端っこにいて、雰囲気としてはすごく話しづらいという雰囲気と、それと1人だけですので、聞かれたことに対してすぐに答えを出せるかと言うと、裁判の中身と一言、足りない

話になっちゃった部分があったんです。だから、あの辺を記者の方も考えていただければと思いました。

司会者

記者会見をやっていただいて、ありがとうございました。

4 番

確かに記者会見は緊張します。私も記者会見はやらせてもらったんですけども、私のときは2社ぐらいしかいなかったものですから、そんな感じはしなかったですね。

司会者

記者会見に参加された方はほかにいますか。結構いらっしゃいますね。何かほかにご感想などはありますか。

7 番

緊張して頭の中が真っ白になっていた記憶が。

司会者

やはり何か質問があって、何問か答えられたんですか。

7 番

そうですね、2社しか来ていなかったんですけども、質問を二、三問ぐらいされました。私、何を言ったか覚えていません。

8 番

記者会見は別にはないんですけど、裁判員裁判の中で殺人事件だと結構刑が重たいので、結構きついなとか、裁判員制度ってこんなに重たい事件を扱うと思わなかったの。

司会者

終わった後のことでも何でもいいんですけど、一応、テーマに守秘義務ということ載せていますが、何か守秘義務について負担になるとか、困ったということはありませんか。

1 番

私は特に困ったことはないですね。私の周囲の人間も、やはり気を遣っているというか、不必要に聞いてこないんです。少なくとも裁判員制度というのを大切なものだという、そういう気持ちは、普通のリベラルな人間は、持っていると思いますね。国民に後押しされているというような意識でいいと思いますね。なってやるぞという気負いがある人よりも、大変だなと思いつながら、でも、心の底で善良で誠実にやりますよという人が参加すれば、私は最高だと思いますけどね。

8 番

結構地元の新聞に裁判員裁判のことが裁判中は毎日、記事が載っているんです。守秘とは違うんですけど、地元の新聞に載っているのだから、内容はかえって一般の人がよく知っているかもしれない。

司会者

新聞に載っていることは守秘義務の対象ではない。自分がどういう意見だったとか、ほかの人はどういう意見だったとか、そんなことが後から公表されるようだと、そもそも評議の過程でそんなことが公になったら、それぞれの方が自分の主張を言えないではないか、そういうことからでき上がっている。

8 番

でも、一般の人はそういうことは余り聞いてこないから。

司会者

守秘義務については制度の発足時にも重過ぎないかということをご心配する意見も出ていたんですけど、実際はそれほど負担になっているという御意見は余り聞こえてこなかったということですが、お困りになったということは、今日、御出席の方はないということによろしいですか。

6 番

守秘義務に関しては、自分自身はもともと職業柄なんですけど、やはり医療倫理とかがあって言えないことというのがあるというのもちろんとわかっていますし、それは司法関係にもあるというのもわかりましたし、ある程度は覚悟していたんですけど、評議の場で話したことを疑ったりするわけじゃないですけど、皆さんが同じ評議の場において、それぞれディスカッションしたことを漏らさないという、お互いに信託しないといけないじゃないですか。それを見ず知らずの方とやるというのは、ちょっと心配のときというのは少しありました。

あとは裁判外のことになるんですけど、私、一度、朝、こちらに来たときに被告人の奥さんと鉢合わせちゃったんです。自分の車に乗ってきたときだったので、とても不安で、悪い方ではないだろうという前提の下でいましたけれども、やはりそういう裁判員になる人間のプライバシーも守っていただきたいなという思いはあります。それぞれがお互いに信用しないといけないことだとは思いますが、裁判所の方で配慮していただけることは配慮していただいたら、うれしいなという気持ちではあります。

裁判官

今の駐車場の件なんですけど、その問題があって、以後は、こちらの方でも改善案を講じまして、多分、今はそういうふうにはならないような位置関係ですとか、いろいろな印をしているので、6番さんには余りいい気持ちではないという思いをさせたかと思えますけれども、お陰様でその後はちゃんと改善しているということをお伝えさせていただきます。

4番

先ほどの駐車場の件なんですけれども、ちょうど私が車をとめたときに木の下でとんでもなく落ち葉が積もりまして、雨がちょうど降っていて、それこそ落としてもらうのに20分か30分かかって、落ち葉を流してもらえたんですけど、それはと思ったんですよ。

裁判官

木の下というところがいけないんですかね。係の者に伝えておきます。

司会者

この裁判所構内の緑は、町のいい景観をつくっているという評価もあるところのようですので、駐車場所については気を付けたいと思います。

いかがでしょうか。公判廷の中のこと、評議室の中のこと、あるいは終わった後のこと、何でも結構です。

裁判官

皆さん全員の方にお伺いしたいんですけれども、先ほどの評議の話なんですけれども、量刑が難しいというのは我々も同じで、そこは基本的に悩みの種ではあるのですが、量刑をするときに量刑の基本的な考え方を説明していると思うんです。最初に皆さんが事件を見たときにすごく悪いなとか、何年ぐらいじゃないかとか仮に思ったとして、その後で量刑というのは基本的に犯罪行為をみて考えるんだとか、着目する場所がここなんですとか、そういうことをお伝えしたと思うんですけれども、そういう説明を受けて、その説明というか、量刑の考え方そのものに違和感があって、それを受け入れがたいなとか思われた方っていらっしゃいますか。

あるいは量刑の基本的な考え方については聞いたけど、よく理解できなかったとか、余り頭に入らなかったとか、そういうことでも結構なんですけど、先ほど来、お話の出ている量刑の難しさの根本を何とか改善したいというか、みんなできちんとできるようにしたいと思って説明をしているわけなんですけど、そこら辺のやり方がもし改善できるのであれば、御意見を伺いたいです。どういうところを改善したら、よりよいかということをおっしゃるものから、何か御意見があったら教えていただきたいなと思います。

10番

最初は、強い感情が出てきましたけど、落としどころというのはだんだん

見えてくるので、確かに最初は悩みました。先ほど言ったように、悩まずに受け入れられるというか、量刑についてはこのぐらいだというのはできると思った。人によって差があるのは当然だと思うので、その差をこういう場で討論して、一般的にどう感じるかという、そういうシステムだと思いますので、あまりそこはシステムティックにできるものじゃないのかなという気はします。いろいろな意見があって、いいんじゃないかな。

裁判官

量刑の考え方の説明というのはありましたか。それ自体はそういうルールで考えるものだと、受け入れられたという感じですか。

10番

そうですね。勉強していないので、こういうものがあるんですよという話から分かっていくというか、完全ではないですが、わかりやすかったです。

9番

やはり量刑を決めるのはすごく難しいことだったんですが、説明をされて言われれば、こういうものなのかなと思って受け入れていった感じではあります。一般的に私個人としても被告人の方には本当であれば、出てきてほしくないなという個人的な意見もありますけれども、やはり今までの例があつて、量刑があつて、こういうものですと説明されれば、そういうものなのかなと思って、その中から選ぶのは仕方がない。

裁判官

犯罪行為に着目して刑を考えるんだということ自体は受け入れられたと。

9番

仕方がないのかなということはありません。

裁判官

その人がすごく悪い人かどうかという視点ではなくということですね。

8番

パソコンで全国的な統計を見せてもらったので、大体目安はついたんですけども、やはり素人なので、禁錮刑はどういう意味とか、執行猶予はどういう意味とか、そういうものが小冊子じゃないけど、テキストみたいなものがあればよかったかなと思います。量刑って、みんなの意見は聞いていってくれるんですけども、あっという間に決まっていく感じなので、初めての経験なので、私の事件は、殺人で執行猶予だったので、人一人の命なのにすぐ自宅に帰るというのもあるし、人の命って何なのかなとか思ったりしています。

7 番

やはり量刑を決めるというのは、人の人生を左右することなので、すごく考えていたんですけども、いろいろな事案に対して殺人は何年とかいうグラフを見る前とかにもみんなで何年というのは大体話し合っていたのと、統計のグラフを見たのとで、ああいうグラフとかもすごく参考になるしという感じで、すごく勉強になりました。

裁判官

犯罪行為に着目をして刑を考えていくという説明はありましたか。

7 番

はい。

裁判官

それについては、そうだなというか違和感なく受け入れられましたか。

7 番

そうですね、結構詳しい説明を裁判長とか裁判官の人とかも説明していたし、チームワークがとてもよかったので、皆さん、いろいろな意見を話し合っていて、そういう中でだったので、結構自分の中でも納得できました。

6 番

正直な話、ちょっと前のことになっちゃって、自分の中ではどうだったか

など思い出すと、思い出しにくいんですけども、量刑の説明とかその辺の詳しい話とか。なんですけど、その御説明があったときに、自分の中で思っていたこととのずれというのは確かに感じたなというのは覚えています。ただ、その後、みんなで話をしていくうちに絞り込めてきて、納得がいったというのは確かです。裁判員同士だけではなくて、裁判官の方もざっくばらんに話をさせていただいて、自分はこう思うとか、そういう話もしていただけたので、型にはまった考え方だけじゃなくていいんだなというのはすごくありました。

量刑の枠の中で決めないといけないんだなというのは納得はしました。

5 番

俺みたいな者が人の一生を左右する、家族というか、親戚も含めた人たちのことまで左右する危険性があるわけですよ。というような気持ちが強かったんで、それを乗り越えた後はいろいろと材料を出していただいたというか、裁判長や裁判官の方から話をしていただいたもので、結論、自分としては大丈夫だったような気がしますね。

裁判官

4 番さんは難しかったんですよ。量刑の考え方そのものが受け入れられたか、いや、違和感があるから受け入れられなかったかという部分ではどうですか。

4 番

違和感があったという部分では、結局、やったことに対しての罪の重さを考えるという、こういうものは理屈的にはわかるんですけども、結局、私の場合は再犯が3回目とかいったときに、これからまた出てきたら、また誰か被害者が現れるんだろかなというのは、一般の常識と人間的な部分なので、やはりこれは重くするべきなのかな、でも、罪に対してはそれほどの罪ではないなという、この差が結構あったんです。

裁判官

そういうおっしゃり方は、量刑の基本的な考え方をきちんと頭に入れていただいたということなんだろうと思います。説明自体は了解していただけましたか。

4番

最後に裁判長さんが、結局は、犯した罪に対しての刑を決めましょうという形になったときには、やはりこの辺が落としどころかなという部分だったのかなと思います。

3番

判例集というのは知っておりますけれども、基本的に刑罰の長さの基準ですか、これについてはかなり高度な法律の知識を持っている方が、いろいろな事情、例えばその責任能力の有無とか、相手が無罪を主張しているとか、いろいろな条件があって、そういう意味での裁量権はもう少し持っていて、裁判員の多数決で決める場合、有識者や専門家が決める多数決と、素人が決める多数決ってどうなんだろうと、いくらか違いが出てくるのかなと、むしろ裁判員の人々の責任をもう少し軽くする意味で例えば裁判官が2票持っているとか、3票を持っているとか、最後は裁判官が裁量権を使って、最終的にはこういうふうにするからこういうふうにしますとか、みなさんの意見は参考にしましたみたいな、そういう意味での判決というか、量刑の決め方がいいのかなと。というのは、余りにも裁判の種類が多岐にわたって、責任能力があるかないか、再犯可能性があるかないかとか、それから、親族の方はどうなのかとか、いろいろな意味で全て強盗致傷だっていったり、分けられない部分については、かなり勉強して、相当経験を積んでいらっしゃると思う司法関係の人たちを生かした方がいいのではと思います。

2番

私の場合は判例をもとに、いろいろと意見を出し合って、何回か繰り返す

て裁判官の方にもお話いただいて、プラスとマイナスみたいなものを積み重ねていって、一つのを導き出しました。納得はあったつもりです。私の場合は、スムーズにできたかなと思います。

裁判官

特に違和感なくですか。

2番

違和感なく決められました。

1番

私は合議制による量刑の判断というのは、すごく合理的にできていると感じました。裁判官は、裁判員を大事にしてくれているし、やはり逸脱をしないようなフォローを考えてくれています。

司会者

御出席の検察官の方、あるいは弁護士の方から御発言とか御質問などがあれば。

検察官

検察官の立場から質問させていただきますけれども、皆さん、法廷での検察官の立証活動をご覧になっている、あるいは証拠もいろいろと読み上げて、あるいは証人尋問の中で質問をしたり、あるいは被告人質問、反対質問でもいいんですけども、私も人の話を覚えるのは苦手な方なんですけど、例えば検察官が法廷で読み上げた証拠というのは、どのくらい頭の中に残っていて、忘れた場合にはどういったチェックをしているのか。具体的に皆さん評議する際にどういうものが手元にあったら、助かるのか、情報をもう一回思い出したり、あるいは判断する際にこういうものがあったら助かるなというものがあれば、ぜひ教えていただきたいと思います。

9番

証拠が不十分ということで、起訴するまでにどの辺までの証拠があって、

起訴されるのかがわからなかったです。トータルで見れば余罪なのかなという判断はいたしましたけれども、正直なところ、やはりそこで決めていいのかというのは思った部分もあったので。こういう内容というのはたくさんあるのですか。

検察官

例えば、検察官からこういう事実で有罪になるんですよと有罪と考える根拠みたいなことをいろいろと言っていたと思うんですけども、それというのはその主張とか、あるいはどういう人だったかというのは、大体、頭の中に入れてきましたか。あるいは忘れたとしてもこういうものがあれば思い出しやすいですか。

9番

弁護士の方の資料に比べれば、検察官の方の資料の方がカラーで、わかりやすかったということはありません。

検察官

今、おっしゃったのは、検察官の作った冒頭陳述のメモとかでしょうか。

9番

はい。それを見れば次の日も分かりやすかったと思います。

7番

質問とかしたときに趣旨がちょっとわかりづらいことが多々あって、何を言わんとしているのかがもうちょっと詰めた質問もしてくれた方がどちらかというのと分かりやすかったかなと。あとは検察官の方が言ったことは、みんなで会議するときには結構、私も含めてなんですけど、メモをとっていたりしていたので、誰かに聞けば、このときはこういったというのがわかるようになっていたので、そのカラーの資料だけで十分です。

4番

被告人が自分の罪を認めているか、認めていないかという部分で証拠の量

というのはかなり違うと思うんですよ。私の場合には、必要な証拠というのは十分あったのかなと思います。被告人が全部自供ということがあったからだと思いますので、私どものときには関しては十分だったと思います。

6 番

私のときは冒頭陳述に結構皆さんがメモをされていたんですけど、法廷でのやりとりは聞き流していることが本当に多くて、同じことを繰り返し、繰り返しになったりすると、結局のところ、結論としてはどうだったかというのがすごくわかりづらかったんです。なので、法廷でのやりとりというのを文書化というか、そういうのをされていたじゃないですか。ああいうものを適宜、見られるようになっていけばうれしいのになとはちょっと思いました。

その場で質問されたこととか、それに対する答えとかというものを皆さんメモでしか。

裁判官

証人尋問の話ですか。

6 番

いえ、その後の質疑応答とかでもそうです。冒頭陳述のときに皆さん、ずっと資料に書き込んでいた。

裁判官

証人尋問のやりとりではなくですか。被告人質問とか証人尋問のやりとりは、録音、録画してあるので、それは再生できるという話は皆さんにしてあると思いますけれども、それでは足りないということですか。

6 番

はい。そうですね、ちょっと理解できなかったとか、時間が足りない。

裁判官

再生すればいいという話ではなくて、もう一回、見たいということではなくて。

6 番

文書として見たかった。聞きながらだと理解しにくかった。やりとりを聞いているだけでは結局、ここは何が聞きたくて、どういう結論が出たんだろうというのがわかりにくいということがあったんです。なので、初めの資料としてはとてもわかりやすくつくられていて、こちらとしてはこういうことを言いたいというのはわかるんです。検察の方がこういうことを言いたくて、こういう請求をされているということはわかりますし、弁護人の方の言い分もよくわかったんですけど、その後のことの積み重ねがわかりにくいところというのは、度々あったということです。

なので、皆さんで話し合いしていく中でこう言っていた、ああ言っていたよというのをもらえると、かみ砕きやすかったなというのは自分の中ではありました。

裁判官

その内容がそのまま紙になっているものが欲しかったということですか。

6 番

そうですね、個人的意見としては、その方が理解しやすかったです。

8 番

初めて裁判に携わって、すごく裁判ってスピーディーなので、証人尋問のときにこういうことを聞けばよかったなとか、そういうのがありますね。

弁護士

弁護人としても裁判員の方にわかりやすい主張、立証ができるようにということで、いろいろと努力はしているところですが、やはり今日も皆さんの意見を聞いたところでも、弁護人の主張、立証について厳しい見方をされている方もいるのかなというふうに思いましたので、皆様の中で実際に弁護人の出張、立証を体験されて、この部分はこういうふうにもっと改善すれば、わかりやすい主張、立証になるのにとというようなところがもしあれば、

教えていただきたいと思います。

司会者

裁判官が聞いていても反対尋問は、最初に何について聞いているかわからないというか、そういうこともあるんですけど、そんな話でも良いですし、いかがでしょうか。

5 番

基本的にみんなそうかもしれませんが、検事の方は視覚的に訴える訴え方を結構していただいたんですよね。カメラを使って、そういう目に訴えるものを弁護側の方も何か用意した方がもうちょっといいような気がするんですが。印刷物としてという、そういうものか、テレビ等を使って目に訴えるものかというものを、弁護人の方としては特にありませんよね。

弁護士

弁護人によっても違うと思いますけれど、やはり確かに弁護人の方は検察官に比べて、そういうものは使用しないというのが多いかもしれません。

5 番

何かそれは研究してもいいような気はしました。

弁護士

わかりました、ありがとうございます。

10 番

3人の弁護士の方が関わっていたので、3人それぞれのやり方が違うし、それによって感じ方に差が出ちゃう怖さがあって、ポイントをもう少し3人でまとめてもらって、そのすき間を弁護士の方々が言葉で埋めていかないと、ついた弁護士の方で差が出ちゃうのはどうなのかなと思ったことがあって、年齢層とかもあるとは思うんです。若い弁護士の方と年配の方、言葉が巧みな方、言葉でまくし立てる方もいらっしゃるんで、その辺が気にはなりました。

司会者

10番の方の事件は被告人が3人で3人にそれぞれ別々の弁護人がついていて、3人の弁護士さんがそれぞれ自分の弁護する被告人のために活動されていたわけですね。3人の弁護士がもっと共同戦線を張れみたいな話でもないんですかね。これは結構難しく、弁護士さんとしては非常に難しい問題をはらんでいて、それぞれの弁護士さんが自分の被告人のために最善を尽くさないといけないという、そういう仕組みになっているので、どうなんでしょうか。

弁護士

必要な情報交換をしてということは当然あると思うんですけども、やはり当然、被告人が違いますので、それぞれ弁護人は自分の被告人に最善な活動をするということになるので、どういう事案なのかは把握していないんですけども、事案によっては当然、主張が対立したりとか、あるいは利益が相反したりということもあるわけなので、なかなか協力してということは難しいと思います。弁護の方針についても同じような方針でできるかという、なかなかそうはいかないかもしれません。そこもやはり難しいところはあるとは思いますが。

司会者

一般的には複数の被告人を一緒に審理していても、ある被告人は巻き込まれたと言い出して、別の被告人はその逆を言い出してというようなことはあります。それぞれ被告人の弁護士さんは被告人のために最善をという立場です。そういう立場で弁護人の仕事をしたことは私自身はないですけど、やはり一般の方には理解しにくい弁護士さんの難しいところでもあるかと思います。そういうふうな御意見があったということですね。

弁護士

ありがとうございました。

司会者

ありがとうございました。時間も押してきましたが、御出席のマスコミの記者の方々の方からも何か御質問があれば。

朝日新聞

6番の方に御質問なんですけれども、6番の方の事件では、これは被害者が女性の方ですか。

6番

被害者は男性の方です。

朝日新聞

被害者が男性で、被告人は。

6番

被告人はお兄さんです。

朝日新聞

女性として共感するような気持ちがあったというのは、例えばこういった方に対してですか。

6番

要は、兄弟間の傷害致死事件だったので、お母様は情状酌量などで介護をしてもらったというお話だったんです。弟も大事だったけれども、お兄ちゃんも大事だった。お兄ちゃんは弟を殺してしまったけれども、どちらも大事に思っているというお話をされたりしていたんですよ。自分が母親で、もし自分の子供がそういう事件のときにどんな気持ちであるだろうとか、その辺を察したりとか、子供として母親の気持ちを思ったときにどんな気持ちでいるだろうということを考えたりしました。

朝日新聞

実際に女性が1人であることで話し合っていて、ちょっとこれは男性の裁判員にはわかってもらえないんじゃないかと思うような瞬間はありましたか。

6 番

そうですね、やはり母親、配偶者という関わりが周りに、被告人の方の周りの親族も女性だけだったので、被告人の方にとっても被害者の方にとってもそうですけど、周りの家族が女性だけで、取り囲む人たちはこれから先の更生を誓って、支えていきますというお話を皆さんされたんですけど、それぞれの立場に立ったときにどんな思いかなというのを思いを巡らしたときに、男性の方だと、自分の子供がというのは想像しやすいと思いますが、自分のお腹を痛めて生んだ子供がどうかというのを想像するのはちょっと難しいんじゃないかなと思ったんです、母親の立場で考えたときに。

被害者の方も被告人の方も男性でしたけれども、兄弟間ということを見ると、やはりお母さんの存在というのは非常に大きいし、実際に執行猶予をつける、つけないの話のときにその辺の話も出てきたんですね。介護があるとか、奥さんの配偶者の方が支えていくということを誓われているとか、そういうことの絡みで話をしたときに、男性の方との意見がどうなのかなというのは正直思っていました。

朝日新聞

その被告人のお母さんが母親として子供たちに対して、一方は被告人、もう一人は被害者という立場に立って、どう思うのかということについて思いを巡らすのはやはり自分が一番わかっているというふうに思ったんですか。

6 番

そうですね。

朝日新聞

ありがとうございました。

もう1点だけ、よろしいですか。4番の方にお聞きしたいんですけども、量刑のところであくまで罪に対して懲役何年になるのかという量刑を下していくという話が出てきたときに、これからはもしこの人が懲役を終えて社会に

出て、これから被害者がまた現れるんじゃないかということと考えたら、ちょっと重くするべきじゃないかとか、そういうふうに出てきたら、もしかしたら悪いことをまたしちゃうんじゃないかという印象とかは裁判の中でも持たれたりもしたんですか。

4 番

出てきて二、三か月でまた同じことを起こしたという事件だったので、それが一番やはり引っかかりましたね。結局、刑務所に服役していて、それこそ二、三か月でまた同じような事件を起こしたということ考えたときに、どこに判断材料を持ってきたらよいかというのは、また次の犯罪が起きないように罪を重くせざるを得ないというのはやはりありました。ただ、それはその被告人に対していいのか、悪いのかというのは、健常者ならまたそうだったんですけども、障害者の場合にはどのように持っていったいいかというのが悩むところがあります。

朝日新聞

この事件自体はそういう裁判を、罪を前にやっけていてという人だったんですか。

4 番

そうです。

司会者

予定時間を若干過ぎてしまいましたので、これで終わりということでしょうか。本当に裁判員経験者の皆様方、お忙しいところ、本当にありがとうございました。また、今日いただいた御意見を裁判員制度の工夫、改善に生かしていきたいと思えます。

今日の意見交換会はこれで終わりたいと思えます。どうもありがとうございました。

以 上